明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○四塩化炭素の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針
（**厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　二

○トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第十一条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針
（**厚生労働・経済産業・環境**一四）　三

○クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（**同**一五）　五

○トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（**同**一六）　八

○トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（**同**一七）　九

○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（**同**一八）　二

○トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（**同**一九）　三

○トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（**同**二〇）　三

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、会社更生、再生関係　三

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所、東日本高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、税理士証票無効・登録まつ消、型式適合認定、入札、平成二十一年度地方職員共済組合決算の要旨、地方公務員共済組合連合会関係　五五

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五三

会社その他

会社決算公告　五七